

追加資料

市民健康部

令和元年11月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次

ページ

- 1 長崎市国保財政の現状と今後の対応について…………… 1～3

市民健康部  
令和元年11月



# 1 長崎市国保財政の現状と今後の対応について

## (1) 国保の財政状況について

(単位：千円)

	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1当初予算
①前年度繰越金	917,976	829,554	404,759	1,906	194,111	779,052	1,382,241	(※) 244,120
②歳入 (①及び⑦を含まない額)	60,281,677	59,694,120	59,185,794	67,406,230	65,691,165	64,932,473	55,271,618	54,516,169
③歳出 (⑥を含まない額)	59,711,866	60,118,915	59,633,192	67,827,713	65,106,224	63,912,676	55,770,288	55,249,920
④単年度収支 (②-③)	569,811	▲ 424,795	▲ 447,398	▲ 421,483	584,941	1,019,797	▲ 498,670	▲ 733,751
⑤ (①+④)	1,487,787	404,759	▲ 42,639	▲ 419,577	779,052	1,798,849	883,571	▲ 489,631
⑥基金積立金	658,233	0	955	830	318	416,608	639,451	257
⑦基金繰入金 (取崩)	0	0	45,500	614,518	318	0	0	489,631
⑧基金年度末保有額	658,233	658,233	613,688	0	0	416,608	1,056,059	566,685

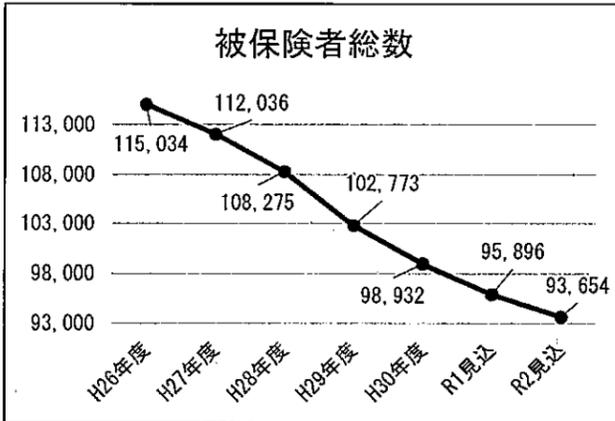
(※) R1当初予算における「①前年度繰越金」は、決算見込額を記載している。

被保険者数の減少等により国保税収が年々減少する一方で、医療費の増加に伴い保険給付費が増加する中、平成25年度から単年度収支の赤字が続き、平成27年度の医療費の急増により、平成28年度に税率改定を行っている。このため、平成28年度、29年度の単年度収支は黒字であったが、平成30年度には再び赤字となっている。

## (2) 国保の諸状況について

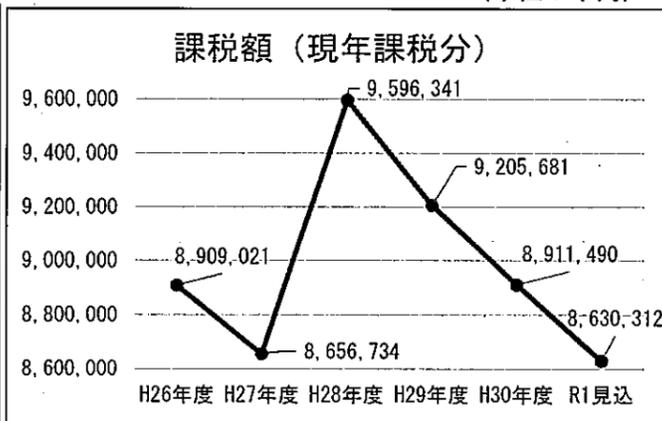
### ア 被保険者数

(単位：人)



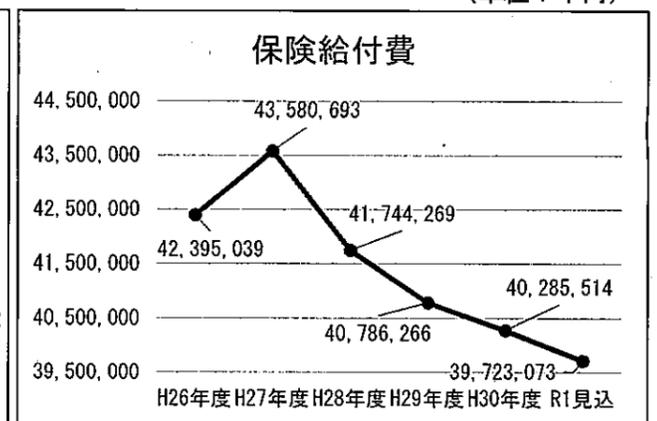
### イ 保険税

(単位：千円)

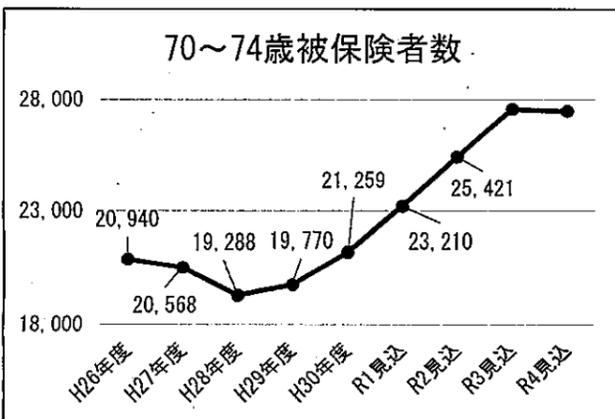


### ウ 保険給付費

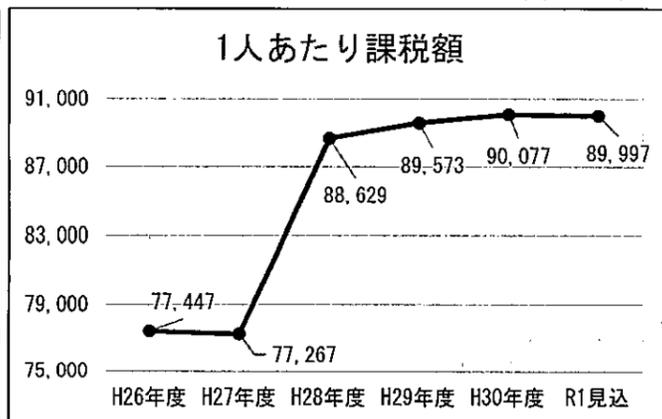
(単位：千円)



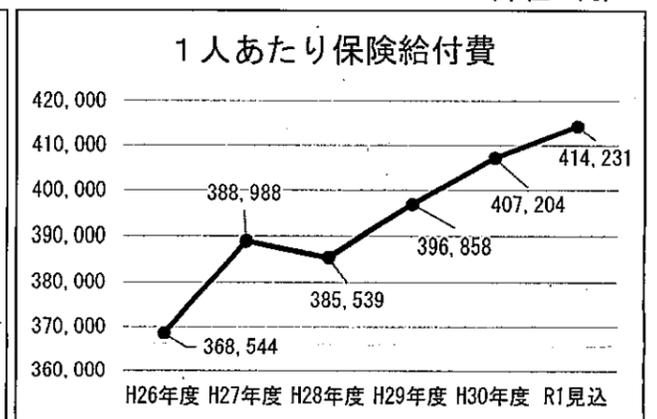
(単位：人)



(単位：円)



(単位：円)



被保険者総数は、人口減少や後期高齢者医療制度への移行などにより、年々減少している。  
一方、70~74歳の被保険者数は、団塊の世代の影響により、令和3年度まで増加し、その後、減少することが見込まれる。

課税総額は、平成28年度の税率改定により、一旦は増加しているが、その後、被保険者数の減少などにより、年々減少傾向にある。1人あたり課税額は微増傾向となっている。

保険給付費総額は、被保険者数の減少により年々減少している。  
一方、1人あたり保険給付費は高齢者数の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にある。

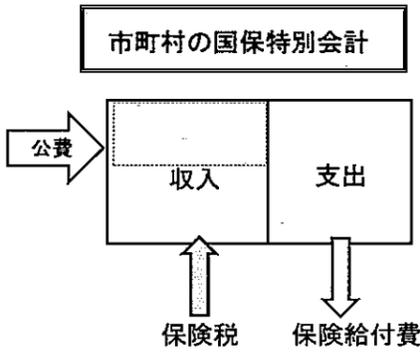
(参考：保険者負担割合)

義務教育就学前：8割、義務教育就学~69歳：7割、70~74歳(一般)：8割

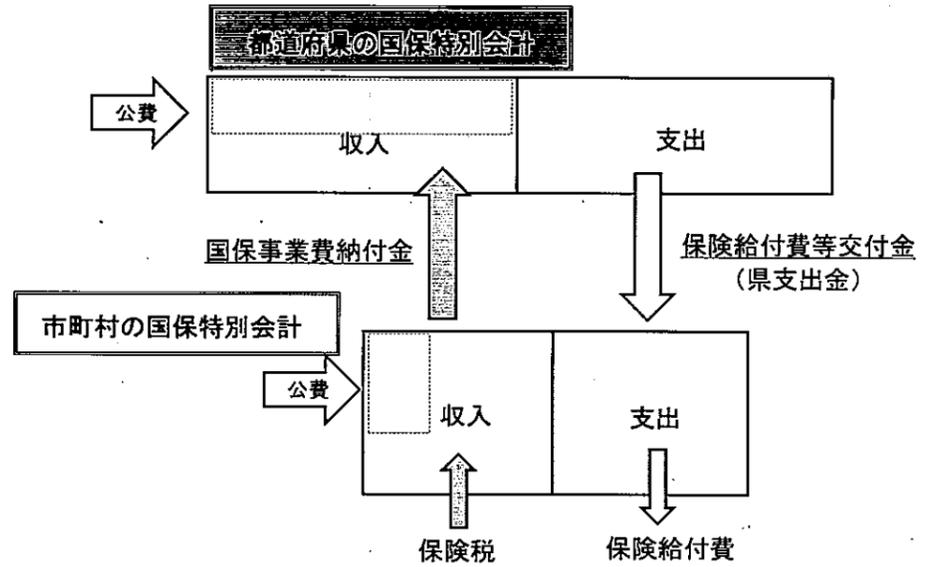
【平成30年度からの国保都道府県単位化の概要】

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

改革前（H29まで）



改革後（H30～）



◆改革後（H30～）における長崎市の納付金及び保険税の算定方法

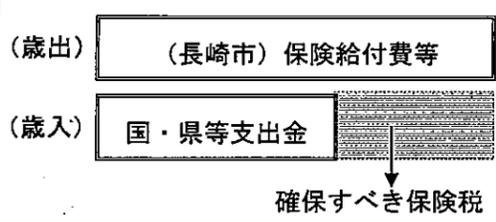


(※) 納付金の額は市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

長崎市の本来のR1納付金(※) 約151億円

県内各市町の納付金(※)

※従来の長崎市の保険税



県支出金（原爆等）、一般会計繰入金など

激変緩和措置 約9億円（R1）

確保すべき保険税

長崎市のR1納付金 約142億円

(3) 令和元年度における予算編成について

【令和元年度当初予算】

歳入	54,516,169千円
歳出	55,249,920千円
収支差引	▲733,751千円

令和元年度は、歳出面において、総務費、国保事業費納付金が増加したこと及び、歳入面では、保険税収入や被爆者に係る県支出金などの収入減により、約7.3億円の収支不足が見込まれたが、国保財政調整基金を充てることで収支の均衡が図られることから、令和元年度の税率は現行のまま据え置き予算編成を行った。

【令和元年度における主な対前年度収支増減要因】

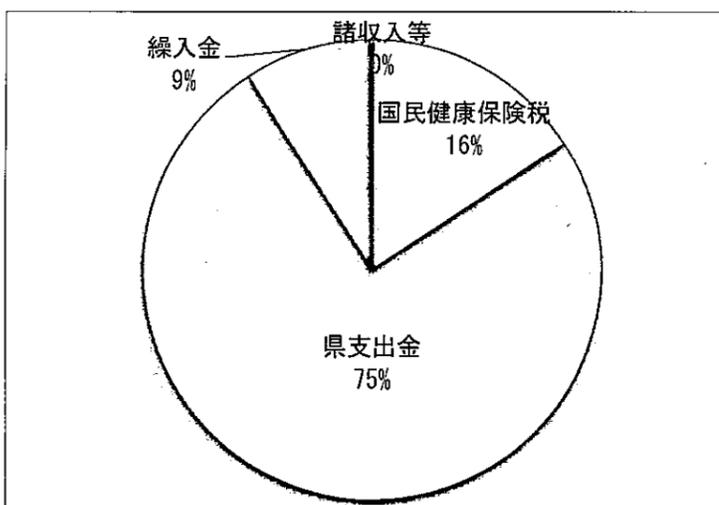
(歳入)

- ・被保険者数の減少に伴う保険税収入の減（▲約1.6億円）
- ・被爆者数の減少に伴う県支出金の減（▲約3.3億円）
- ・一般会計繰入金（財政安定化支援事業等）の減（▲約1億円）

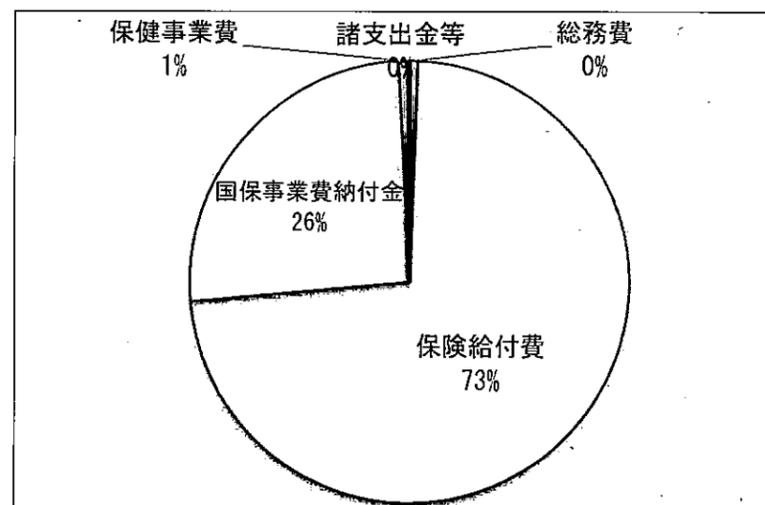
(歳出)

- ・総務費（滞納整理支援システム委託料等）の増（+約0.5億円）
- ・国保事業費納付金の増（+約0.9億円）

【R1歳入予算】



【R1歳出予算】



(4) 令和2年度予算編成に向けて

ア 令和2年度国保事業費納付金について

市町が税率算定を行ううえで基礎となる国保事業費納付金は、県が、全ての市町から集約した被保険者数や医療費等の情報及び、国から通知される係数（補助金算定係数、医療費指数等）をもとにシステムにより算定を行い、11～12月に仮算定、翌年1月に本算定による納付金を市町に提示する。

今回、次のとおり、県から仮算定の納付金（一般のみ）が示された。

《長崎市の納付金の状況》

(単位：千円)

年度	H30本算定	R1本算定	R2	
			仮算定(一般のみ) (※)	本算定 (最終)
納付金額	14,074,351	14,165,538	13,188,493	R2.1月 県提示予定
	【内訳】 〔一般 14,035,896 退職 38,455〕	【内訳】 〔一般 14,151,874 退職 13,664〕	(対前年度▲963,381)	

(※) 仮算定の納付金は、現時点で国が示す仮係数等により県が試算した金額であり、R1.12月末に国が示す本係数及び、診療報酬改定による影響率などを新たに反映させ、R2.1月の本算定により最終の納付金が県から市町に提示される予定。

イ 令和2年度の収支見込

令和2年度においても、令和元年度と同様に、保険税収入や被爆者に係る県支出金などの歳入減が見込まれる。

今回、県から令和2年度の納付金（仮算定）が示され、令和元年度の納付金（本算定）よりも約9.6億円の減となり大幅な歳出減となっているものの、令和元年度の財源不足に前記の歳入減が加わることから、令和2年度も収支不足となる見込みである。

【令和2年度に見込まれる主な対前年度収支増減要因】

(歳入)

- ・被保険者数の減少に伴う保険税収入の減
- ・被爆者数の減少に伴う県支出金の減
- ・一般会計繰入金の減

(歳出)

- ・国保事業費納付金の減

ウ 今後の対応

今回、県から示された令和2年度納付金（仮算定）の財源は、県支出金や一般会計繰入金などを除いた額は全て保険税で賄う必要がある。よって、現時点で見込まれる令和2年度の収支不足額については、基金などからの財源補てんを行っても、収支の均衡を図ることが困難と見込まれる場合には、現行税率の増額改定を検討する必要がある。

なお、令和2年1月の本算定による納付金が県から示された後、税率改定に係る最終的な意志決定を行うこととなるが、税率改定を実施する場合には、国保運営協議会への諮問及び答申等を経た後に、令和2年2月議会に条例改正等の議案を上程したい。